



会 社 名 マイクロ波化学株式会社

代表者名 代表取締役社長 CEO 吉野 巖

(コード番号：9227 東証グロース市場)

問合せ先 管理部長 齊藤 雄太

(TEL 06-6170-7595)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先として第三者割当により新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本資金調達」といいます。）及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 16 日
(2) 発行新株予約権数	16,420 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 304 円（総額 4,991,680 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,642,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり 行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額において も、潜在株式数は、1,642,000 株で一定です。
(5) 調 達 資 金 の 額 （新株予約権の行使 に際して出資される 財 産 の 価 額 ）	1,603,509,680 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は 979 円です。 上限行使価額はありません。

- 1 -

	下限行使価額は 588 円です。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は本新株予約権の発行要項第 16 項第（3）号をご参照ください。）に、当該効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）の 90.5%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げた金額）に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
（7） 本 新 株 予 約 権 の 行 使 可 能 期 間	2026 年 9 月 17 日から 2029 年 9 月 28 日（ただし、本新株予約権の発行要項第 14 項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」といいます。）とします。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
（8） 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法によります。
（9） 割 当 予 定 先	SMBC日興証券
（10） そ の 他	当社は、SMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とSMBC日興証券との間で、本ファシリティ契約を締結する予定です。本ファシリティ契約において、SMBC日興証券は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された 240 取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められます。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」をご参照ください。

（注） 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、行使可能期間内に行使

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

マイクロ波（波長約1mm～1m（300MHz～300GHz）の電界と磁界が直交した電磁波）は、特定の物質に内部から直接かつ選択的にエネルギーを伝達できるという特徴を有しており、これにより媒体を介してのエネルギー伝達が不要となるため、必要最小限なエネルギーでの内部加熱が可能になります。また、目的とする物質のみが共鳴する周波数のマイクロ波を照射することで、均一にエネルギー伝達することができるため、ムダ・ムラを排除し高収率・高品質化も可能になります。

一方、このような特徴を有するマイクロ波は、化学プロセスとして大型産業化された例はなく、「マイクロ波の産業利用は不可能である」という見解が化学業界の常識となっておりました。当社は、2007年の創業以来、前述のような常識に挑み、2014年には大阪にて、大規模なマイクロ波化学工場を立ち上げ、製品出荷を実現いたしました^(注1)。

（注1：ビジネスモデルの変化に伴い、現在は製造を行っておりません）

当社は、マイクロ波プロセスを産業化する過程で、「①デザイン力」及び「②要素技術群」を構築・強化し、これらで構築される技術プラットフォームを確立いたしました。この技術プラットフォームを用いることで、顧客課題に応じて、ラボ開発、実証開発といった研究開発フェーズから、実機製作、製造支援といった事業フェーズまでをワンストップでソリューションとして提供しております。

① デザイン力

＜反応系のデザイン＞

各々の物質において、マイクロ波を吸収できる能力（マイクロ波吸収能）は異なり、最適な反応を得るためには、ターゲット物質に合わせてマイクロ波の周波数を選定することが重要です。当社はマイクロ波吸収能の測定方法を独自開発・確立し、データベース化を進め、それに基づいた反応系デザインのパターン認識とノウハウ蓄積を進めることで体系化いたしました。

＜反応器のデザイン＞

マイクロ波プロセスにおいては、反応器という閉鎖空間の中でマイクロ波を照射いたします。マイクロ波反応器デザインでは、波の特性（吸収、透過・反射）を加味し、マイクロ波の分布（電磁界分布）を制御することが重要となります。当社はシミュレーション技術の開発を進め、加熱対象物温度分布等のシミュレーション結果を、実際の反応器内部において高い精度で再現させるために、電磁場解析、熱流体解析を連成させました。また、スーパーコンピュータを

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

導入することにより反応器の大型化及びマイクロ波分布と流動している加熱対象物とが相互に作用し合う複雑系にも対応可能になりました。さらに、反応器製作後に、その実証データとシミュレーションの齟齬を認識、フィードバックを繰り返すことで精度を上げ、スケールアップの最適解の導出に成功いたしました。

② 要素技術群

マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するために保有している複数の要素技術で、スケールアップ過程で開発を行ってきたものです。これは、以下の4つのカテゴリに分類され、さらに20の各技術に細分化されます。

基礎物性評価	物質のマイクロ波吸収能の測定・解析・評価技術
シミュレーション	電磁波であるマイクロ波の電磁界分布解析、物質の流れの熱流体解析、反応器の構造解析&連成技術
制御	マイクロ波を安全にモニタリング・制御する技術
基盤機構	マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するための様々な反応器、装置の設計技術。さらにはそれらを構成するために必要な物理的な機構、パーツの設計技術

当社の事業は、顧客課題にソリューションを提供することで、当社の技術プラットフォームの強化とこれを支える要素技術群の充実につながり、強化された技術プラットフォームが顧客課題のソリューション力向上につながる、好循環の実現が可能な事業モデルです。さらに、技術プラットフォームを「標準化」し、特定の顧客ではなく、業界・市場に共通した「課題」に対するソリューションを提供することで、技術を横展開しスケールする事業の実現を目指してまいります。

当社は、顧客の課題解決を目指して研究開発を行う研究開発会社としての側面と、マイクロ波プロセスを設計して反応器を納入するエンジニアリング会社的な側面を併せ持っております。研究開発及びエンジニアリングのソリューションは4つのフェーズで提供しておりますが、各フェーズの具体的な実施内容は以下のとおりであります。

フェーズ1	ラボ開発	概念検証 (POC/Proof of Concept)。顧客の課題に合わせたソリューションの検証。マイクロ波を用いた反応系のデザイン
フェーズ2	実証開発	実機を想定してベンチ機・パイロット機を用いた実証開発。反応器のデザイン。実機導入に向けた経済性の検証
フェーズ3	実機導入 (装置販売)	実機を設計・製作し納入
フェーズ4	製造支援	多くの顧客がマイクロ波設備の使用経験がないため、生産技術部員を派遣して設備の立ち上げから製

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		造やメンテナンスを支援
--	--	-------------

当社は、従来から取り組んできたマイクロ波ソリューション事業（提携事業^(注2)）を中核としつつ、新規事業の創出を両輪とした成長戦略を展開してまいりました。当社の強みである独自技術を産業実装まで一貫して担うケイパビリティ（事業開発～ラボ～エンジニアリング）を軸に、適用領域を広げ、技術プラットフォームを継続的に獲得していくことを目指しております。（注2：提携事業とは、顧客企業との共同開発を通じて、マイクロ波ソリューションの実装を進める事業であります。）

マイクロ波ソリューション事業では、経済安全保障の重要性が高まる中、重要鉱物に関連する鉱山プロセス事業の開拓に注力し、国内外のパートナーとともに様々な金属及び鉱石を対象としたプロジェクトを推進しております。非鉄金属製錬における熱処理装置をターゲット市場とし、化石燃料バーナーを用いた既存プロセスからの代替を目指してまいります。今後は、市場・社会トレンドを起点としたテーマ探索の強化により、案件の拡充を図るとともにフェーズ3及び4の着実な実行に取り組んでまいります。

新規事業の創出につきましては、2025年9月8日に公表いたしました「株式会社ディーピーエスからの低濃度貴金属回収事業の譲受に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年9月に株式会社ディーピーエスの低濃度貴金属回収事業を譲り受けており、2つ目の独自技術としてDualPoreSystem技術を獲得いたしました。DualPoreSystem技術は、シリカ粒子に細孔と貫通孔の“デュアル構造”及び表面修飾を施すことにより、高吸着性と高通液性の両立を実現いたします。

当社にとっての新規事業の一つである低濃度貴金属回収事業では、顧客の工場排液ラインにDualPoreカートリッジを導入することによる、貴金属回収量に応じたストック型の収益モデルを構築しており、現在は、PCB/FCBめっき排液からパラジウム（Pd）の回収を行うDualPoreカートリッジが5ラインに導入済となっております。今後は、DualPoreSystemの基盤技術に当社の技術開発・エンジニアリング・事業開発アセットを掛け合わせ、①元素（プラチナ（Pt）、ロジウム（Rh）、イリジウム（Ir）等）、②領域（PCB/FCBめっき難処理工程排液、化学合成排液、精錬工程液からのパラジウム（Pd）回収）、③地域（PCB/FCBめっき産業の集積地である東南アジアを注力地域と設定し、海外地域での事業拡大を志向）の拡大を目指してまいります。

低濃度貴金属回収事業の拡大により、クリティカルミネラルの新たな供給源を確立し、サプライチェーンの強靱化を通じて経済安全保障に貢献するとともに、サーキュラーエコノミーの推進や環境負荷の低減にも寄与いたします。

今回調達する資金に関しましては、低濃度貴金属回収事業に係る設備投資資金、新規事業創出に係る資金及び事業運営に係る資金に充当する予定であり、具体的には、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

なお、2026年6月期は社会実装を加速させるための先行投資フェーズと位置づけ、当初計画は、売上高1,613百万円、営業損失853百万円であります。複数の大型プロジェクトの受注

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

遅延により、売上高は大幅に下回る 1,057 百万円となりましたが、遅延した大型プロジェクトに付随する原材料・設備の調達時期を戦略的に先送りしたこと、及び期中の事業進捗を踏まえ、採用活動を慎重にコントロールしたことにより、利益面は、営業損失 927 百万円、経常損失 948 百万円、当期純損失 964 百万円の着地となりました。その結果、2026 年 6 月期の純資産は 152 百万円、自己資本比率は 8.6%となっており、当社が更なる事業拡大を進めていくに当たっては、財務基盤の再構築を図ることが必要であると考えております。

当社は、今般の資金調達により、自己資本の拡充を通じた財務基盤の強化を図るとともに、将来の企業価値向上につなげることで、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益拡大に努めてまいります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社がSMB C日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。）を第三者割当の方法によって割り当て、SMB C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社はSMB C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とSMB C日興証券との間で、以下のとおり、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社の判断により、当社が許可した期間及び数量の範囲内で本新株予約権を行使できること（以下「行使許可条項」といいます。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

① SMB C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

SMB C日興証券は、行使可能期間中、本ファシリティ契約の他の条項に基づく制約の範囲内で、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、SMB C日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

② 当社による行使許可

SMB C日興証券は、行使可能期間内においても本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。SMB C日興証券は、本ファシリティ契約に従って、当社が事前の通知（当該通知を以下「行使許可通知」といいます。）を行い、本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可通知に示された最長 240 取引日の特定の期間（以下「行使許可期間」といいます。）中、行使許可通知に示された数量（以下「行使許可本新株予約権数」といいます。）の範囲内でのみ本新株予約権を行使することができます。具体的には、以下のとおりの内容が定められる予定です。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 行使許可本新株予約権数の全てが行使された場合、行使許可は自動的に終了するものとします。
- 当社は行使許可を行った後、行使許可期間の末日までの間、当該行使許可を取り消す旨をSMB C日興証券に通知（当該通知を以下「行使許可取消し通知」といいます。）し、かつ行使許可が終了する日（以下「行使許可終了日」といいます。）をプレスリリースにて開示することにより、当該行使許可を取り消すことができます。なお、行使許可終了日は当該開示日の翌々取引日とし、SMB C日興証券は、行使許可終了日の翌取引日以降、取り消された行使許可に基づき本新株予約権を行使することはできなくなります。
- 当社は、行使許可期間中において、本新株予約権の発行要項第 14 項第（１）号に規定する、当社の取締役会により本新株予約権の取得日を定めること及び本新株予約権の取得の通知を行うことはできないものとします。
- 当社は、当社が行使許可通知を交付した場合、行使許可本新株予約権数の全てが行使されて行使許可が自動的に終了した場合及び当社が行使許可取消し通知を交付した場合には、プレスリリースにて開示するものとします。

③ 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、SMB C日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、同日に行使された本新株予約権を除きます。）を、同日、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、SMB C日興証券から請求があった場合には、当社は、SMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。当社は、買い取った本新株予約権を消却します。

（２）資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化を抑制し株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保し、長期的かつ安定した財務基盤の維持が可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしました。

そのような状況の中、SMB C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約締結の提案を受け、資金調達金額や時期を当社が一定程度コントロールすることが可能であり、急激な希薄化を回避するとともに、既存株主の利益に配慮しつつ株価動向に合わせた資本調達が可能となる、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行が、現時点における最良の選択であると判断しました（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数 158,800 個（2026 年 6 月 30 日現在）に対して 10.34%の希薄化が生じます。）。

本ファシリティ契約は、上記「（１）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社と SMB C日興証

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、その他行使許可条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使許可期間及び行使許可本新株予約権数を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は 1,642,000 株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら強固な財務基盤を構築し、事業環境の変化に対応するための財務戦略の柔軟性向上を図ることが可能であると考えられます。

当社は本資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るSMB C日興証券からの上記の提案内容並びに以下に記載する「【本資金調達方法の特徴】」及び「【他の資金調達方法との比較】」を総合的に勘案した結果、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約の締結を伴う本資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達方法の特徴】

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使許可条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i)SMB C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii)当社は、行使許可条項を通じて、行使される本新株予約権の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境を勘案しつつ、短期間に大幅な希薄化が生じることを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は1,642,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数158,800個（2026年6月30日現在）に対する希薄化率は10.34%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、既存株主の利益に配慮しつつ円滑な行使を促進する観点から、本新株予約権の下限行使価額を588円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額）に設定いたしました。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMB C日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、(iii)SMB C日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は(iv)行使可能期間の末日のいずれか先に到来する日までの間、SMB C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(ただし、ストックオプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行若しくは処分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、SMB C日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、SMB C日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部(ただし、当該末日にSMB C日興証券が行使した本新株予約権を除きます。)を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負うことを合意する予定です。

⑤ 譲渡制限

当社の書面による事前の同意がない限り、SMB C日興証券は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

⑥ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項第14項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています(ただし、行使許可期間中においては、当社の取締役会により本新株予約権の取得日を定めること及び本新株予約権の取得の通知を行うことができない旨が、本ファシリティ契約において規定される予定です。)。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当社は、取得した本新株予約権を消却します。

⑦ 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(カ)のようなデメリットがあります。

(ア)本新株予約権による資金調達は、SMB C日興証券が行使許可の範囲内で実際に本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっております。本ファシリティ契約において、SMB C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することが規定されるものの、本新株予約権を行使する義務を負うものではなく、任意の裁量により本新株予約権を行使することとされているため、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず上記「1. 募

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

集の概要（５）調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）」に記載された調達資金の額に相当する資金を当社の想定どおりに調達できない可能性があります。

（イ）本新株予約権は、上記「１．募集の概要（６）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、ＳＭＢＣ日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても上記「１．募集の概要（５）調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。

（ウ）当社普通株式の株価が上記「１．募集の概要（６）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。

（エ）本新株予約権の発行による資金調達は、ＳＭＢＣ日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。

（オ）行使可能期間の末日までに本新株予約権の行使がなされなかった場合、本ファシリティ契約に基づき、当社は、ＳＭＢＣ日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、同日にＳＭＢＣ日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、同日に、本新株予約権１個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

（カ）本新株予約権の行使による希薄化は限定されているものの、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に１株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に１株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて、発行規模によっては割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「ＭＳＣＢ」といいます。）は、ＭＳＣＢの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、１株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- ④ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

- ⑤ 本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型（割当先が一定数量の行使義務を負う形態）は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- ⑥ 借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充させ強固な財務基盤を構築することで、事業環境の変化に対応するための財務健全性をより一層向上させるという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

以上のことから、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約の締結を伴う本資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 調達資金の総額	1,612,509,680 円
本新株予約権の払込金額の総額	4,991,680 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,607,518,000 円
・ 発行諸費用の概算額	9,000,000 円
・ 差引手取概算額	1,603,509,680 円

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載のとおり 1,603 百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 低濃度貴金属回収事業に係る設備投資資金	300	2026 年 12 月～2028 年 6 月
② 新規事業創出に係る資金	500	2026 年 10 月～2028 年 6 月
③ 事業運営に係る資金	803	2026 年 10 月～2029 年 6 月
合計	1,603	—

(注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、当社の基盤事業であるマイクロ波ソリューション事業において社会実装の加速と提供価値の持続的拡大を通じた事業成長を実現するために③へ優先的に充当しつつも、支出時期等を見極めながら①及び②にも充当していく予定であり、金額不足分は手元資金の活用や銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記記載の使途への充当又は事業計画の見直しを行う可能性があります。

3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、社会課題の変化や技術トレンドを捉えた新規事業の立ち上げを目指す②の資金に充当する予定です。

① 低濃度貴金属回収事業に係る設備投資資金

低濃度貴金属回収事業では、顧客の工場排液ラインに DualPore カートリッジを導入することによる、貴金属回収量に応じたストック型の収益モデルを構築しており、現在は、PCB/FCB めっき排液からパラジウム (Pd) の回収を行う DualPore カートリッジが 5 ラインに導入済となっております。今後は、DualPoreSystem の基盤技術に当社の技術開発・エンジニアリング・事業開発アセットを掛け合わせ、①元素 (プラチナ (Pt)、ロジウム (Rh)、イリジウム (Ir) 等)、②領域 (PCB/FCB めっき難処理工程排液、化学合成排液、精錬工程液からのパラジウム (Pd) 回収)、③地域 (PCB/FCB めっき産業の集積地である東南アジアを注力地域と設定し、海外地域での事業拡大を志向) の拡大を目指してまいります。

当社は、低濃度貴金属回収事業の拡大に向けて、DualPore カートリッジの生産性向上及び生産能力増強や、対象となる貴金属の回収等に係る設備投資を進めてまいります。

本調達資金については、低濃度貴金属回収事業の更なる成長のために、同事業に係る設備投資資金として、2026 年 12 月から 2028 年 6 月までに 300 百万円を充当する予定であります。

なお、当社の設備投資計画は、2026 年 8 月 31 日現在、以下のとおりであります。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
大阪事業所 (大阪市住之江区)	低濃度貴金属回収事業における当社製品 (Dual Pore 吸着カートリッジ) の量産製造に必要な各種設備 (合成・粉碎・乾燥・表面修飾に係る各種装置)	150,000	—	新株予約権の発行及び行使による調達資金	2027年1月	2027年10月	(注) 2
大阪事業所 (大阪市住之江区)	低濃度貴金属回収事業における回収貴金属の溶出・精製プロセスに必要な各種設備 (貴金属溶出・回収・安全処理に係る各種装置)	80,000	—	新株予約権の発行及び行使による調達資金	2027年4月	2027年12月	(注) 2
大阪事業所 (大阪市住之江区)	低濃度貴金属回収事業におけるその他、物流、安全設備等の事業基盤インフラ設備	70,000	—	新株予約権の発行及び行使による調達資金	2026年12月	2027年6月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては合理的な算出が困難なため、記載を省略しておりますが、上記の設備投資により、カートリッジ製造及び貴金属の溶出・精製プロセスにおける歩留まり率の向上やインフラ設備の整備による生産体制の強化を見込んでおります。

② 新規事業創出に係る資金

当社は、戦略仮説の立案と仮説検証のサイクルを回しながら新規事業の創出を行い、2030年までの継続収益の獲得を目指しております。具体的には、マイクロ波技術の新たな可能性を広げるべく様々な分野への応用を検討しており、(i)マイクロ波の他分野への展開 (例：半導体関連) 及び当社の事業開発・ラボ・エンジニアリングの一貫した機能を活用した(ii)マイクロ波以外の新規ソリューションの既存顧客への提供を想定しております。これまで、半導体関連を中心に探索を進めており、特に当該領域における製造プロセスの効率化等に資するマイクロ波技術の応用に向けた事業開発及び研究開発の推進等により、早期の事業の立ち上げを目指しております。加えて、新たな技術ソリューション獲得のための小規模M&Aの機会も模索いたします。

本調達資金については、仮説検証を通じた新規事業創出に係る資金として、2026年10月から2028年6月までに500百万円を充当する予定であります。

なお、新規事業創出においては、技術を用いてエネルギー・環境問題にソリューションを提供して

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

いる企業や、当社のマイクロ波ソリューション事業の提供価値拡大に資する企業、当社のケイパビリティ（事業開発～ラボ～エンジニアリング）とのシナジーが見込める企業との小規模M&Aの機会も模索いたしますが、現時点において具体的な案件はございません。M&Aの機会が実現しない場合又は対象となる企業との交渉の過程で様々な要因により案件の完了までに想定以上の期間を要した場合において、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されないことも考えられます。その場合、調達した資金は上記(i)及び(ii)の新規事業創出に係る資金に充当いたします。

③ 事業運営に係る資金

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用し、最終的に社会実装するために、様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大いたします。アライアンスの内容につきましては、2026年8月12日に公表いたしました「2026年6月期 通期決算説明資料」において、当社が2026年6月期中に推進したプロジェクトの一部を記載しておりますのでご参照ください。事業開発活動の取り組みを進めたことにより、契約総数の増加に伴い各プロジェクトの推進に必要な研究開発や主にエンジニアの人件費等に係る資金も増加傾向にあります。

また、事業拡大のためには、当社が構築済みの、当社の技術を理解・発信し顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制について、強化を図ることが必要となります。また、当社がテクノロジー企業として構築したマイクロ波プロセスに関する技術プラットフォームは、様々なプレイヤーとのアライアンス戦略における競争優位の源泉となっております。そのため、今後も継続的に充実を図り、当社の競争優位をより強固とするための発振器の内製化や鉱山プロセスの技術標準化等の研究開発の継続が重要となることから、継続的な人材採用及び育成並びに組織づくりが重要であると考えております。当社の従業員数は、2026年6月末時点において51名となっており、2027年6月期は厳選採用の方針により52名（事業開発及び管理部門14名、R&D及びエンジニアリング部門38名）の体制構築を計画しております。今後は、研究開発投資の選択と集中を進めながら、事業進捗に応じた規律ある投資を継続し、高い専門性を有する人材の継続的な採用を目指しつつ、事業規模に応じた適正な人員体制を構築してまいります。

本調達資金については、社会実装に向けた各プロジェクトの推進及び人件費等の事業運営に係る資金として、2026年10月から2029年6月までに803百万円を充当する予定であります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、自己資本のさらなる拡充を通じた財務健全性の強化と成長投資に係る財務戦略の柔軟性の確保を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：山本顕三）が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の304円としました。当該算定機関は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提（本新株予約権の当初行使価額（979円）、本新株予約権の行使期間（約3年間）、当社普通株式の株価（979円）、株価変動率（ボラティリティ 58.2%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.9%）を含みます。）を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使可能期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断いたしました。なお、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値であり、また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の上で、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの90.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正されますが、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、割当予定先の権利行使の可能性や当社株価への影響等に鑑み設定した条件につき合理的と判断しております。なお、修正後の本新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした際の行使価額を下回る可能性があります。終値ではなくVWAPを行使価額修正の基準とすることで、行使価額修正の基準日における株価及び出来高の一時的な変動の影響を受けにくくなり、安定的な行使が期待できると考えております。

これらの結果、本日現在において当社監査等委員会（3名にて構成。うち2名は社外監査等委員）から、監査等委員全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利な金額に該当せず、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式1,642,000株に係る議決権の数は16,420個であり、当社の発行済株式総数15,904,500株（2026年6月30日現在）に対して10.32%、総議決権数158,800個（2026年6月30日現在）に対して10.34%の希薄化が生じます。しかしながら本資金調達は、自己の資本拡充による財務戦略の柔軟性確保を図り、企業価値の増大を目指すもの

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

です。また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、当社普通株式の過去3年間（2023年8月から2026年7月まで）の1日当たりの平均出来高は427,395株であり、直近6か月間（2026年2月から2026年7月まで）の同出来高も681,587株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,642,000株を行使期間である約3年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約2,200株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、割当予定先として選択したSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使許可条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、さらなる成長戦略の遂行のため、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」記載の各資金使途に充当することを鑑み、発行数量の規模は合理的であると考えております。

加えて、①本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、行使許可条項の仕組みを通じて、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1） 名 称	SMB C日興証券株式会社
（2） 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
（3） 代表者の役職・氏名	取締役社長 吉岡 秀二
（4） 事 業 内 容	金融商品取引業等
（5） 資 本 金	1,350億円
（6） 設 立 年 月 日	2009年6月15日
（7） 発 行 済 株 式 数	200,002株
（8） 決 算 期	3月31日
（9） 従 業 員 数	9,130人（2026年6月30日現在）
（10） 主 要 取 引 先	投資家及び発行体
（11） 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行
（12） 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%
（13） 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当該会社が当社の株式2,200株（2026年7月31日現在。2026年6月30日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の0.01%）を

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	保有している他、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除きます。）

決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期
連 結 純 資 産	1,235,676	1,228,929	1,279,951
連 結 総 資 産	19,832,076	21,042,958	21,719,424
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 （ 円 ）	6,178,070	6,144,585	6,399,692
連 結 営 業 収 益	419,113	506,885	566,414
連 結 営 業 利 益	27,489	51,146	80,725
連 結 経 常 利 益	31,941	57,060	83,846
親会社株主に帰属する当期純利益	16,238	67,523	94,367
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 （ 円 ）	81,189	337,614	471,830
1 株 当 たり 配 当 金 （ 円 ）	-	73,799	185,698

(注) SMBC日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して第三者割当の割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を提出しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は本資金調達にあたり、SMBC日興証券を含む複数の金融機関に相談したところ、2026年7月にSMBC日興証券から本資金調達手法の提案を受け、他の資金調達方法も含めて検討した結果、本資金調達手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、継続的な成長戦略を推進するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、上記「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、同「(1) 割当予定先の概要」に示すように、本資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMB

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

C日興証券を割当予定先として選定しました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定であり、SMB C日興証券から本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する予定がないことにつき口頭で説明を受けております。

SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向を勘案し、適時売却を行う方針であることについても口頭で説明を受けております。

当社とSMB C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。上記の他、具体的には、①割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記制限超過行使に係る内容を約させること、及び②本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値以上の場合又は本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等においては制限超過行使を行うことができることが定められる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMB C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2027年3月期第1四半期決算短信(連結)に記載されている2026年6月30日現在の四半期連結財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産(現金・預金2,164,886百万円、流動資産計19,414,597百万円)を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、SMB C日興証券との間において、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026 年 6 月 30 日現在）	
吉野 巖	7.92%
塚原 保徳	6.90%
三井化学株式会社	4.85%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	1.87%
大和証券株式会社	1.55%
Mitsui Kinzoku-SBI Material Innovation Fund	1.30%
千島土地株式会社	1.26%
富永 道男	0.74%
下條 智也	0.63%
佐伯 裕昭	0.62%

- (注) 1. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は1,642,000株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は、9.37%となります（2026年7月31日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。）。
2. 持株比率は2026年6月30日現在における発行済株式（自己株式を除きます。）総数に対する保有株式数の割合を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

9. 今後の見通し

2026年8月12日付「2026年6月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」にて公表いたしました2027年6月期の通期業績予想に変更はありません。なお、本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的に及ぶものであり、2027年6月期の業績に与える影響は軽微であります。今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

本資金調達に係る第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円。特記しているものを除きます。)

	2024年3月期	2025年3月期	2026年6月期
売上高	1,863,320	1,608,403	1,057,759
営業利益又は営業損失	134,409	187,394	△927,404
経常利益又は経常損失	130,893	182,126	△948,749
当期純利益又は当期純損失	△944,895	161,482	△964,878
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（円）	△61.12	10.24	△60.77
1株当たり配当額（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	54.81	67.12	7.59

(注) 1. 2026年6月期は、決算期の変更により、2025年4月1日から2026年6月30日までの15か月間の変則的な決算となっております。

2. 2026年6月期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は未了です。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年6月30日現在）

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	15,904,500株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	1,094,700株	6.9%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストックオプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年6月期
始 値	2,132円	1,073円	501円
高 値	2,199円	1,320円	1,620円
安 値	938円	496円	345円
終 値	1,080円	500円	907円

(注) 2026年6月期は、決算期の変更により、2025年4月1日から2026年6月30日までの15か月間の変則的な決算となっております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	2026年 3月	2026年 4月	2026年 5月	2026年 6月	2026年 7月	2026年 8月
始 値	1,044 円	990 円	1,025 円	1,001 円	952 円	835 円
高 値	1,180 円	1,315 円	1,415 円	1,089 円	1,041 円	1,015 円
安 値	930 円	923 円	750 円	834 円	753 円	818 円
終 値	950 円	1,024 円	1,031 円	907 円	857 円	979 円

(注) 2026年8月の株価については、2026年8月28日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2026年8月28日現在
始 値	947 円
高 値	984 円
安 値	932 円
終 値	979 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

マイクロ波化学株式会社
第8回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 マイクロ波化学株式会社第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 4,991,680 円
3. 申込期間 2026 年 9 月 16 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 9 月 16 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 1,642,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100 株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率

- (3) 第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(1)号に定義する。）が調整される場合（第 11 項第(5)号に従って下限行使価額（第 10 項第(2)号に定義する。）のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、第 11 項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第 11 項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 11 項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 16,420 個

8. 各本新株予約権の払込金額 304 円（本新株予約権の目的である普通株式 1 株当たり 3.04 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 行使価額は、当初 979 円とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の直前取引日（ただし、決定日の直前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前の VWAP のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の VWAP の 90.5% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 「下限行使価額」は、588 円（ただし、第 11 項の規定を準用して調整される。）とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当て

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

により交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。）調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

とするとき（ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。）。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみが調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。）、調整後行使価額（下限行使価額を含む。）及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

2026年9月17日から2029年9月28日（ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関（第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 梅田支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当先の権利行使行動及び割当先の株式保

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

有動向等についても一定の前提の下で行使可能期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の304円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、2026年8月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

22. 1単元の数の方の定めの方の廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の方の割当日後、当社が1単元の方の株式の方の数を廃止する場合等、本要項の方の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の方の改正等、本要項の方の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の方の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO 又はその指名する者に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の方の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。